

広島県告示第852号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

令和7年9月29日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申 請 者 の 住 所 及 び 氏 名	広島県廿日市市串戸一丁目6番2号 有限会社日基リース 代表取締役 大野 博之
工 場 又 は 事 業 場 の 所 在 地 及 び 名 称	広島県山県郡安芸太田町大字坪野9番地6 有限会社日基リース 加計工場

2 申請の内容

67 洗濯業の用に供する洗浄施設3基を新設する。また、既設の67 洗濯業の用に供する洗浄施設2基の使用の方法を変更するとともに、汚水処理施設1基及び排水口1基の汚染状態及び量を変更する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その1)新設

種 類		67 洗濯業の用に供する洗浄施設 (洗浄施設 No. 3)
能 力		100kg／回
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	令和8年1月31日
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	令和8年2月1日

使用 方法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使 用 の 季 節 的 変 動)			8時～17時、9時間 (季節的変動なし)	
	項 目			通 常	最 大
	排出 される 汚水等 の状態	水素イオン濃度 (単位：水素指数)		5.5～10	5～11
		生物化学的酸素要求量	(単位： mg/L)	140	180
		化 学 的 酸 素 要 求 量		70	90
		浮 遊 物 質 量		10	20
		窒 素 含 有 量		20	30
		磷 含 有 量		3	8
		ノルマルヘキサン 抽 出 物 質 含 有 量		3	5
		大 腸 菌 数 (単 位 ： CFU/mL)		800以下	800
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位：m ³)			19.5	26.0
	汚 水 等 の 排 出 先			污水处理施設	

(その2)新設

種 類		67 洗濯業の用に供する洗浄施設 (洗浄施設 No. 4)
能 力		100kg/回
工 期	工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	令和8年1月31日

等	使 用 開 始 予 定 年 月 日		令和8年2月1日		
使 用 の 方 法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 （ 使 用 の 季 節 的 変 動 ）		8時～17時、9時間 (季節的変動なし)		
	項 目		通 常	最 大	
	排 出 さ れ る 汚 水 等 の 状 態	水素イオン濃度（単位：水素指数）		5.5～10	5～11
		生物化学的酸素要求量	(単位： mg/L)	140	180
		化 学 的 酸 素 要 求 量		70	90
		浮 遊 物 質 量		10	20
		窒 素 含 有 量		20	30
		磷 含 有 量		3	8
		ノルマルヘキサン 抽 出 物 質 含 有 量		3	5
		大 腸 菌 数 （ 単 位 ： CFU/mL）		800以下	800
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位：m ³)		19.5	26.0	
汚 水 等 の 排 出 先		污水处理施設			

(その3)新設

種 類	67 洗濯業の用に供する洗浄施設 (洗浄施設 No. 5)
能 力	100kg／回

工期等	工 事 着 手 予 定 年 月 日			許可後直ちに	
	工 事 完 成 予 定 年 月 日			令和8年1月31日	
	使 用 開 始 予 定 年 月 日			令和8年2月1日	
使用の方法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 （ 使 用 の 季 節 的 変 動 ）			8時～17時、9時間 （季節的変動なし）	
	項 目			通 常	最 大
	排出される汚水等の状態	水素イオン濃度（単位：水素指数）		5.5～10	5～11
		生物化学的酸素要求量	(単位： mg/L)	140	180
		化 学 的 酸 素 要 求 量		70	90
		浮 遊 物 質 量		10	20
		窒 素 含 有 量		20	30
		燐 含 有 量		3	8
		ノルマルヘキサン抽出物質含有量		3	5
		大腸菌数（単位：CFU/mL）		800以下	800
	排出される汚水等の1日当たりの量 （単位：m ³ ）			19.5	26.0
	汚 水 等 の 排 出 先			污水处理施設	

(その4)変更

	変更前	変更後
--	-----	-----

種 類			67 洗濯業の用に供する洗浄施設 (洗浄施設 No. 1)			
工 期 等	工 事 着 工 予 定 年 月 日		—		許可後直ちに	
	工 事 完 成 予 定 年 月 日		—		令和8年1月31日	
	使 用 開 始 予 定 年 月 日		—		令和8年2月1日	
使 用 の 方 法	項 目		通常	最大	通常	最大
	排出される 汚水等の状態	大腸菌群数（単位：個/cm ³ ）	5,000以下	5,000	—	—
		大腸菌数（単位：CFU/mL）	—	—	800以下	800
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位：m ³)		115.28	209.60	95.40	166.60

(その5)変更

				変更前		変更後	
種 類				67 洗濯業の用に供する洗浄施設 (洗浄施設No. 2)			
工 期 等	工 事 着 工 予 定 年 月 日			－		許可後直ちに	
	工 事 完 成 予 定 年 月 日			－		令和 8 年 1 月31日	
	使 用 開 始 予 定 年 月 日			－		令和 8 年 2 月 1 日	
使 用 の 方 法	項 目			通常	最大	通常	最大
	排 汚 水 出 等	生物化学的酸素要求量	(単位： mg/L)	100	150	140	180
		化 学 的 酸 素 要 求 量		50	75	70	90

方 法	さの れ状 る態	大腸菌群数（単位：個/cm ³ ）	5,000以下	5,000	—	—
		大腸菌数（単位：CFU/mL）	—	—	800以下	800
	排出される汚水等の1日当たりの量 （単位：m ³ ）		46.42	84.40	28.5	38.0

(2) 汚水等の処理の方法

（その1）変更

				変更前				変更後				
種 類				汚水処理施設								
工期等	工 事 着 手 予 定 年 月 日			—				許可後直ちに				
	工 事 完 成 予 定 年 月 日			—				令和8年1月31日				
	使 用 開 始 予 定 年 月 日			—				令和8年2月1日				
使用 の 方 法	処 汚 理 水 等 の 処 汚 理 染 後 状 の 況	項 目		処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後		
				通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	
		化 学 的 酸 素 要 求 量		(単位： mg/L)	79.6	99.7	15	20	77.9	96.1	15	20
		窒 素 含 有 量			19.3	28.8	15	25	18.9	28.1	15	25
		磷 含 有 量			3	7.5	3	6	3	7.4	3	6
		大腸菌群数（単位：個/cm ³ ）			5,000 以下	5,000	3,000 以下	3,000	—	—	—	—
		大腸菌数（単位：CFU/mL）			—	—	—	—	800以下	800	800以下	800
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位：m ³)			167	300	167	300	196.6	300	196.6	300	

(3) 排出水の汚染状態

(その1)変更

排水口名	項 目	変更前		変更後	
		通 常	最 大	通 常	最 大
排水口 No. 1	大腸菌群数（単位：個/cm ³ ）	3,000以下	3,000	—	—
	大腸菌数（単位：CFU/mL）	—	—	800以下	800
	排出される汚水等の1日当たりの量 （単位：m ³ ）	167	300	196.6	300

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧方法

(1) 縦覧期間

令和7年9月29日（月）から令和7年10月20日（月）まで

(2) 縦覧方法

書面の縦覧場所 広島県環境県民局環境保全課及び広島県西部厚生環境事務所広島支所衛生環境課並びに安芸太田町税務住民課

インターネット <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/juuran-seto.html>